

令和
五 年
五 條市議会第四回十二月定例会会議録(第四号)

令和五年十二月二十日(水曜日)

議事日程(第五号)

令和五年十二月二十日(水曜日) 午前十時開議

- 第一 第四十六号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
第四十七号 一般職の職員に給与に関する条例等の一部改正について
第四十八号 五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第四十九号 五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第五十二号 市立五條文化博物館に係る指定管理者の指定について
第五十三号 五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定について
第五十四号 五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定について
第五十五号 五條市新町まちや館に係る指定管理者の指定について
第五十八号 令和五年度五條市一般会計補正予算(第七号)議定について
第二 第五十号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
第五十一号 市道路線の認定について
第五十六号 五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定について
第五十七号 五條市観光交流センターに係る指定管理者の指定について
第五十九号 五條市国民健康保険税条例の一部改正について
第六十一号 五條市手数料徴収条例の一部改正について

第三 同第三十二号 五條市公平委員会委員の選任について

第四 発議第七号 定例会における一般質問の一人当たり持ち時間を従来の九十分にする決議について

第五 発議第八号 認知症との共生社会の実現を求める意見書について

追加日程第一 議長辞職の件

追加日程(第六号)

第一 選第三号 議長の選挙について

追加日程第一 会議録署名議員の指名

追加日程第一 副議長辞職の件

追加日程(第七号)

第一 選第四号 副議長の選挙について

追加日程(第八号)

第一 選第五号 常任委員会の所属変更について

本日の会議に付した事件

日程第二までと追加日程選第五号上程まで

出席議員(十二名)

六番	五番	四番	三番	二番	一番
窪	吉	谷	中	秋	仲
	田		山	本	山
佳		勝	俊	直	
秀	正	啓	樹	嗣	嘉

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	平岡
副市長	塚勝
教育長	井上恵
理事	石田茂
技監	善隆
市長公室長	西本久
総務部長	櫻本
危機管理監	中本
すこやか市民部長	久保
あんしん福祉部長	谷口
産業環境部長	平己
都市整備部長（土木管理担当）	池嶋
	富長
	美彦
	晶

七番	岩本
八番	塚本
九番	山口
十番	吉田
十一番	藤富
十二番	大谷
	龍美
	恵
	雄子
	龍美
	恵
	雄子
	龍美
	恵
	雄子

事務局職員出席者

都市整備部長（建築住宅・まちづくり推進担当）	上田 井
教育部長	名 迫
西吉野支所長	岡 民 雅
大塔支所長	吉 川 佳 秀 長
会計管理者	榮 林 淳 子
水道局長	柴 田 裕 彦
総務部次長・財政課長事務取扱	戸 野 哲
事務局長	西 峯 久 美
事務局次長	小 田 光 章
事務局次長補佐	辰 巳 大 輔
事務局総務係長	神 農 典 子
速記者	中 嶋 大 輝

午前十時零分開会

○議長（吉田雅範）ただいまから、去る十一日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより、日程に入ります。

○議長（吉田雅範）はじめに日程第一、議第四十六号から議第四十九号、議第五十二号から議第五十五号及び議第五十八号の九議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査を頂いておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会、福塚実委員長。

〔総務文教常任委員長 福塚 実登壇〕

○総務文教常任委員長（福塚 実）ただいま議題となりました、議第四十六号から議第四十九号、議第五十二号から議第五十五号及び議第五十八号の九議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る十二月十一日の本会議において当委員会に付託され、十二日午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第四十六号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正につきましては、令和五年八月七日の人事院勧告を踏まえて改定された特別職国家公務員の給与に準じて市議会議員の期末手当の支給割合について改正を行うため、本条例の一部を改正するものであるとの当局の説明がありました。委員から、昨今の情勢から今回の引上げには反対であるとの意見があり、本案につきましては、慎重審査を経て起立による採決を行い、全員一致をもって否決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十七号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、令和五年八月七日の人事院勧告を踏まえて改定された国家公務員の給与に準じた改定及び地方自治法の改正に伴い会計年度任用職員に支給する勤勉手当を新設するため、本条例の一部を改正するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、財源について、国からの補助金はあるのかとただしたのに対し、「今回の人事院勧告に伴う改定分の財源について国からの補助金はない。」との答弁がありました。

また委員から、五條市の給料は他市と比べ二号給程度安いかとただしたのに対し、「五條市の号給がもともと二号給程度安いわけではない。初任給についても国の基準と全く同じである。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十八号 五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、国の定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整

理を行うものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、基準が変わっても、現在の公立の認定こども園、私立の保育所、幼稚園に影響はないのかとただしたのに対し、「私立、公立ともに認定こども園となっております。影響はない。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十九号 五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、国の定める放課後児童支援員の資格要件が一部変更されたことに伴い、所要の改正を行うものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、二年以内に研修を修了予定である者も放課後児童支援員とするとのことだが、担当者として心配はないのかとただしたのに対し、「放課後児童支援員について、計画を持って研修を受けるものとしていくことから、今後、研修修了者の確保が容易になると考えている。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十二号 市立五條文化博物館に係る指定管理者の指定につきましては、施設の名称は市立五條文化博物館、位置は五條市北山町九百三十番地の二。指定管理者となる団体の名称は一般社団法人日本文化資産支援機構。代表者は、代表理事杉本 洋、住所は五條市新町二丁目五番地八号。指定の期間は令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの五年間であるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、代表者は文化財の修復をしていると伺っているが、市立五條文化博物館でかわの製造などをした場合、防火上の制約などがあるのかをただしたのに対し、「かわの製造について相談があり市の所管課で対応している。」との答弁がありました。

また委員から、和室前の多目的室でかわづくりを行うのかとただしたのに対し、「二次加工は別の場所で行い、最終的な工程を多目的室で行うと聞いている。」との答弁があり、委員から、博物館の草刈りについて、何度注意しても草刈りをせず放置しているが、指定管理者への指導についてただしたのに対し、「指定管理者には、基本的な業務として常々お願いをしている。」との答弁がありました。

また委員から、現在の指定管理者、指定期間、管理料、入館者数及び入館料についてただしたのに対し、「現在の指定管理者は積小舎、期間は令和三年四月一日から令和六年三月三十一日、管理料は一年間で二千五百二十万円、三年間で七千五百六十万円、令和四年度入館者数は三千七百四十三人、入館料収入は五十七万四千三百四十円である。」との答弁があり、委員から、募集に対する応募者数、指定管理料及び指定期間が五年となった理由についてただしたのに対し、「今回の応募は一団体のみである。本年度、新指定管理者制度に関する基本方針が改定され、指定期間は五年が標準となり、博物館の施設の特性を鑑み指定期間を五年とした。五年間の指定管理料提案額は一億一千九百四十一万円である。」との答弁があり、委員から、現在の指定管理料と比べて差があるのかをただしたのに対し、「現在の指定管理料は一年間で二千五百二十万円。次期指定管理料提案額は一年間で二千三百八十八万二千円である。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査

査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十三号 五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定につきましては、施設の名称は五條市立民俗資料館、位置は五條市新町三丁目三番一号。指定管理者となる団体の名称は特定非営利活動法人維新の魁・天誅組。代表者は、理事長柴田知啓、住所は五條市丹原町四百四番地。指定の期間は令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、指定管理者に対する指導体制をただしたのに対し、「指定管理業務については、毎月定例報告書を確認し、その上で現地確認も行っている。場合によっては指定管理職員から聞き取りし管理状況を確認している。」との答弁があり、委員から、市の思わぬ形の管理には当然指導していると思うが、契約違反に対する罰則をただしたのに対し、「事実確認の上、口頭での指導を行い、それでも改善されない場合は文書で改善を勧告し、最終的にそれでも改善が見られない場合は指定の取消しとなる。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十四号 五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定につきましては、施設の名称は五條市賀名生の里歴史民俗資料館、位置は五條市西吉野町賀名生五番地。指定管理者となる団体の名称は和田自治会、代表者は、自治会長山本吉昭。住所は五條市西吉野町和田二百九十八番地の一。指定の期間は、令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、指定管理期間の標準が五年のところ、この施設を三年としたことについてただしたのに対し、「施設は国道沿いであり、賀名生梅林にも隣接する立地である。また、地域の拠点でもあること等を踏まえ、公と民の連携を深め地域の活性化につながる管理運営の在り方を検証したいと考え、指定期間を三年とした。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十五号 五條市新町まちや館に係る指定管理者の指定につきましては、施設の名称は五條市新町まちや館、位置は五條市本町二丁目六番六号。指定管理者となる団体の名称は特定非営利活動法人大和社中、代表者は理事長中 純宏。住所は五條市五條三丁目一番二十三号。指定の期間は令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までであるとの当局の説明があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十八号 令和五年度五條市一般会計補正予算（第七号）議定につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ六億二百二十一万六千円を追加し、総額で百九十四億六千六百四十三万四千円とするもので、歳出予算の主な内容は、ふるさと五條市応援寄附金業務経費の追加、森林環境税創設に伴うシステム改修費、障害福祉費の扶助費、子ども福祉医療費、生活扶助費等の生活保護費、共同墓地の災害復旧

に係る補助金、令和四年度決算剰余金等の基金への積立や、国費及び県費精算による返還金等を追加するものであり、歳入予算の主な内容は、地方交付税において九千三百九十八万五千円を、国庫支出金において六千七百七十三万一千円を、県支出金において一千四百六十二万八千円を、寄附金において三千万円を、繰越金において四億八千八百七十七万七千円をそれぞれ追加し、市債において一千三百万五千円を減額して、歳出との均衡を図ったものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、ふるさと五條市応援寄附金業務の委託業者をただしたのに対し、「令和五年度の委託事業者は株式会社アースコーポレーションである。」との答弁があり、委員から、減債基金積立金等の基金への積立の財源をただしたのに対し、「減債基金二億円、子ども支援基金二億円については、令和四年度の決算剰余金七億五千二百二十九万四千円の二分の一以上を、地方財政法第七条に基づいて積立をしたものである。ふるさと五條市応援寄附金については、寄附額の増加を三千万円と見込んでおり、その寄附額を一旦積立するものである。」との答弁がありました。

また委員から、生活保護費の医療扶助費の追加六千万円の要因をただしたのに対し、「当初見込みより入院患者等が八月までに前年より二十名ほど多かったことによる。」との答弁があり、委員から、共同墓地災害復旧事業補助金の対象等についてただしたのに対し、「今まで何ら補助がなく、市営墓地等の供給がなかなかできていない現状を鑑み、自治会または集落などの構成員が共同使用している墓地を対象に、環境整備のために補助金を創設するものである。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田雅範）この際、議員各位に申し上げます。委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十一日に行いました議案審議において既に終了しております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

「〔なし〕の声あり」

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

「〔異議なし〕の声あり」

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は、討論を省略することに決しました。

これより、議第四十六号 五條市議会議員の議員報酬に関する条例の一部改正について採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は否決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田雅範）起立なしであります。よって、本案は否決されました。

○議長（吉田雅範）次に、議第四十七号から議第四十九号、議第五十二号から議第五十五号及び議第五十八号の八議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいまの総務文教常任委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって、本八議案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）次に、日程第二、議第五十号、議第五十一号、議第五十六号、議第五十七号、議第五十九号及び議第六十一号の六議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し御審査を頂いておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会、山口耕司委員長。

〔厚生建設常任委員長 山口耕司登壇〕

○厚生建設常任委員長（山口耕司）ただいま議題となりました、議第五十号、議第五十一号、議第五十六号、議第五十七号、議第五十九号及び議第六十一号の六議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る十二月十一日の本会議において当委員会に付託され、十三日午前十時から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第五十号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が令和五年五月八日に公布され、令和六年四月一日から施行されるにあたり、本市の会計年度任用職員の給与の種類に勤勉手当を加えるための所要の

規定整備を行うのに準じ、会計年度任用企業職員についても同様の措置を講じる必要があることから、本条例の規定を整備するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、現在該当する職員数と業務内容をただしたのに対し、「水道局では二名が該当しており、一名は総務係、もう一名は簡易水道系の施設管理等を担っている。」との答弁があり、委員から、今までの支給額から幾ら上がるのかをただしたのに対し、「給料表の改定後は、一名当たり年間二十八万五千八百五十二円上がる予定である。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十一号 市道路線の認定につきましては、国道百六十八号バイパス整備による旧国道移管に伴い、新規に認定を行うものであり、移管される路線について、市道名は阪本小代線とし、認定範囲は、起点五條市大塔町阪本五百四十二番五地先から、終点五條市大塔町小代九番三地先までの延長一千四百八十三メートルであり、道路幅員につきましては最小幅員五・四メートル、最大幅員十・〇メートルであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、国道百六十八号バイパス整備の完了と市道認定の時期についてただしたのに対し、「バイパス整備の完了は今年度末頃になると奈良県から伺っている。市道認定は今議会の議決後になる。」との答弁がありました。

また委員から、大変長い路線でセンターラインのない道である。トンネル内の排水が悪く、ガードレールやカーブミラー、落石防止の防護ネットもかなり老朽化している。移管にあたり県がどの辺りまで整備を行うのかをただしたのに対し、「令和四年度に県の担当職員と徒歩で現場を確認し、ガードレールや法面のロックネットの補修など四十二か所について、きちんと整備していただくよう要望している。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十六号 五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定につきましては、施設の名称は五條市立老人憩の家、位置は五條市霊安寺町二千二百五番地。指定管理者となる団体の名称は特定非営利活動法人大和社中、代表者は理事長中 純宏。住所は五條市五條三丁目一番二十三号。指定の期間は令和六年四月一日から令和七年三月三十一日の一年間であるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、指定期間は基本的に五年であるとのことだが、本施設の指定期間を昨年同様一年とした理由をただしたのに対し、「今年度の指定管理の中で、老人憩の家の在り方について検討を行ったが、老朽化も含め結論を導き出すに至らず、再度一年間の指定管理とした。」との答弁があり、委員から、移設等の今後についての考えをただしたのに対し、「利用者の方々にお話を聞いて、今後どの施設を利用していただくのが一番いいのか、その辺りをこの一年間でまず検討してまいりたい。もし廃止の方向に行くならば、その跡地利用についても共に考えなければならぬ。」との答弁がありました。

また委員から、老人憩の家の利用者数及び指定管理料をただしたのに対し、「令和四年度の利用者数は二千六百七十一名、今年度十一月末

現在では二千六百六十三名である。昨年度の十一月末と比較すると百五十四名増加している。令和六年度の指定管理料は九百五十九万五千円を上限としている。」との答弁があり、委員から、大和社中のほかに応募者がいたのかをただしたのに対し、「今回は一年間ということもあり非公募とした。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十七号 五條市観光交流センターに係る指定管理者の指定につきましては、施設の名称は五條市観光交流センター、位置は五條市野原西一丁目九番二十号。指定管理者となる団体の名称は株式会社TKG、代表者は代表取締役田中清照。住所は大阪府堺市美原区平尾二百八十七の三。指定の期間は令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの五年間であるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、指定管理者の応募者数についてただしたのに対し、「応募者数は三者である。」との答弁があり、委員から、株式会社TKGに決まった一番大きな要因をただしたのに対し、「事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員、資産その他の経営の規模及び能力を有している点が評価されたと考えている。」との答弁があり、委員から、会社の事業内容をただしたのに対し、「飲食店の経営やプロデュース、市の特産品を使った飲食の提供、スイーツの販売等を市内で行っている。」との答弁があり、委員から、五條市の観光交流センターで行っている事業は今後どうなるのかをただしたのに対し、「指定管理者には、当初の設置目的である情報の発信、地域活性化や観光振興等の目的を十分理解していただき、従来どおり観光案内等も行っていたく予定である。」との答弁がありました。

また委員から、指定期間を残して撤退するような場合の規定についてただしたのに対し、「途中で指定の取消しに関しては、違約金をいただくことになっている。」との答弁がありました。

また委員から、応募のあった三者の名前と評価点をただしたのに対し、「指定管理料をゼロ円で公募し、応募のあった三者の評価点を百点満点に換算して、株式会社TKGは七十九・七点、西岡農園は七十四・七点、株式会社FOCUSは七十三・五点であった。」との答弁があり、委員から、株式会社TKGが行うとしている事業内容をただしたのに対し、「地元産の卵を使用した飲食の提供、スイーツの販売、地元産B級野菜の安価での販売である。」との答弁があり、委員から、地元産業者を圧迫することにつながるかとただしたのに対し、「現在も市内で店舗を営業し、地元産の卵も使用していることから、特段地元業者を圧迫することはないと考えている。」との答弁があり、委員から、近所に類似店もある。官が民に影響を与えることに対しての配慮をただしたのに対し、「現在販売している価格帯などから、他の業者を圧迫するような影響はないと考えている。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十九号 五條市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部が改正され、令和六年一月一日から施行されることに伴い、国民健康保険税の産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額を行うため、本条例の一部を改正するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、国民健康保険と社会保険の方がおられるが、該当される方を何名と予定しているのかをただしたのに対し、「対象者となるのは国民健康保険被保険者の方で、例年の出産数から六、七名が対象になるかと考えている。」との答弁があり、委員から、その六、七名の方にかかる保険税の減額は幾らになるのかをただしたのに対し、「今年度の国の予算規模によると、一人当たり二万七千円程度の減額と考えられている。」との答弁があり、委員から、社会保険では同様の減額措置がとられているのかをただしたのに対し、「社会保険については、平成二十六年四月から開始されている。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十一号 五條市手数料徴収条例の一部改正につきましては、戸籍法の一部改正等に伴い、戸籍証明の広域交付等に係る手数料等の規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、今回新設された戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料四百円、除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料の七百円は、全国的に統一されたものなのか、あるいは各市町村で違うものなのかとただしたのに対し、「全国的に同じになる。」との答弁がありました。

また委員から、マイナンバーカード、パスワードとの関係についてただしたのに対し、「識別符号はマイナンバーとは別の番号になり、マイナンバーカードに設定されている暗証番号でもなく、申請の都度発行されるものになる。」との答弁がありました。

また委員から、例えば除籍謄本が必要な場合、本籍地に郵便で請求していたものが、五條市の窓口で申請すれば、パスワードの発行や対象証明書の交付をして頂けるのかとただしたのに対し、「広域交付という形で対応が可能である。本人またはその配偶者、直系の親族の方が窓口に来ていただければ、発行できるものになっている。」との答弁があり、委員から、市民への周知についてただしたのに対し、「広報等で分かりやすく、理解していただけるよう努めてまいりたい。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田雅範）この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十一日に行われた議案審議において既に終了しております。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって、本案は、討論を省略することに決しました。

これより、本六議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま厚生建設常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本六議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって、本六議案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）議事の都合により、副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（藤富美恵子）議長の職務を行いますので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

吉田雅範議長から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（藤富美恵子）御異議なしと認めます。よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第一百七十七条の規定により、吉田雅範議員の退場を求めます。

〔吉田雅範議員退場〕

○副議長（藤富美恵子）まず、その辞職願を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和五年十二月二十日

五條市議会副議長 藤 富 美恵子 殿。

辞 職 願

五條市議会議長 吉 田 雅 範

このたび諸般の事情により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

○副議長（藤富美恵子）お諮りいたします。吉田雅範議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（藤富美恵子）御異議なしと認めます。よって、吉田雅範議員の議長の辞職を許可することに決しました。

吉田雅範議員の入場を許可します。

〔吉田雅範議員入場〕

○副議長（藤富美恵子）ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（藤富美恵子）御異議なしと認めます。よってこの際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

○副議長（藤富美恵子）追加議案及び日程を配布させます。

追加議案及び日程の配布漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（藤富美恵子）配布漏れなしと認めます。

これより、日程に入ります。

○副議長（藤富美恵子）追加日程第一、選第三号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（西峯久美）選第三号 議長の選挙について。

地方自治法第百三条第一項の規定により、本市議会議長の選挙を行う。

令和五年十二月二十日提出

五條市議会

○副議長（藤富美恵子）意見調整のため、休憩いたします。

午前十時四十分休憩に入る

午前十一時二十八分再開

○副議長（藤富美恵子）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○副議長（藤富美恵子）追加日程第一、選第三号を議題といたします。

本件につきましては、休憩前に上程されておりますので、これを継続いたします。

これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。（「十二番」の声あり）

○副議長（藤富美恵子）十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）選挙は投票でお願いしたいと思います。

○副議長（藤富美恵子）議長の選挙は投票をもって行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（藤富美恵子）御異議がないようですので、議長の選挙は投票によって行うことに決しました。議場閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（藤富美恵子）ただいまの出席議員数は十二名であります。投票用紙を配布させます。

〔投票用紙配布〕

○副議長（藤富美恵子）投票用紙の配布漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（藤富美恵子）配布漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔事務局次長投票箱点検〕

○副議長（藤富美恵子）異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。白票は無効といたします。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて、順次、投票願います。

事務局長に氏名を点呼させます。

〔事務局長氏名点呼〕

〔各員投票〕

○副議長（藤富美恵子）投票漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（藤富美恵子）投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（藤富美恵子）開票を行います。

会議規則第三十一号第二項の規定により、立会人に山口耕司議員及び窪佳秀議員を指名いたします。よって、両議員の立合いをお願いいたします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔事務局次長投票を点検〕

○副議長（藤富美恵子）選挙の結果を報告いたします。

投票総数十二票

これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち

有効投票 十二票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

福塚 実議員 七票

岩本 孝議員 五票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は三票であります。よって福塚 実議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました福塚 実議員が議場におられますので、本席から会議規則第三十二条第二項の規定により告知いたします。

当選されました福塚 実議員から、当選承諾並びに就任の御挨拶を頂くことにいたします。八番、福塚 実議員。

〔八番 福塚 実登壇〕

○八番（福塚 実）ただいま皆さんの御信託により、新しく議長に就任させていただきました福塚 実でございます。

議員経験四期目でございますけれども、前議長の指導を仰ぎながら、また皆さんの指導を仰ぎながら、市政、そして議会と、一丸となって五條市民の負託に応えるために全うしたいと思っておりますので、皆さんの御協力、何とぞよろしくお願いいたします。本日は誠にありがと

うございます。〔拍手〕

○副議長（藤富美恵子）御協力ありがとうございました。
議長と交代いたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（福塚 実）ここで前議長の吉田雅範議員から議長退任の御挨拶を頂くことにいたします。十番、吉田雅範議員。

〔十番 吉田雅範登壇〕

○十番（吉田雅範）議員の皆さん、一年間、私のような者を支えていただき、無事一年間過ごすことができました。議員各位の御協力のたまもの心から感謝申し上げます。

そしてまた、平岡市長をはじめ理事者の皆さんには、いろいろと御無理、また御協力を賜りましたことを心から厚く御礼申し上げます。

そして、最後になりましたけれども、一番やはりお世話になった西峯局長はじめ議会事務局の皆さんにも心からお礼申し上げます。退任の御挨拶いたします。今後とも一議員として市政発展のために微力ながら力を尽くしていく所存でございますので、今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。〔拍手〕

○議長（福塚 実）ありがとうございました。

去る十二月一日、本定例会の会議録署名議員として私が指名されましたが、本日、議長に就任いたしましたので、この際、会議録署名議員の指名を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。

よって、この際、会議録署名議員の指名を日程に追加し、議題とすることに決しました。

会議録署名議員は、会議規則第八十八条の規定により議長から指名いたします。

九番、山口耕司議員を新たに指名いたします。

○議長（福塚 実） 藤富美恵子議員から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し議題とすることに決しました。

○議長（福塚 実） 副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第百十七条の規定により、藤富美恵子議員の退場を求めます。

〔藤富美恵子議員退場〕

○議長（福塚 実） まず、その辞職願を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和五年十二月二十日

五條市議会議長 福 塚 実 殿

五條市議会副議長 藤 富 美恵子

辞 職 願

このたび、諸般の事情により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

○議長（福塚 実） お諮りいたします。藤富美恵子議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（藤富美恵子） 御異議なしと認めます。よって、藤富美恵子議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

藤富美恵子議員の入場を許します。

〔藤富美恵子議員入場〕

○議長（福塚 実） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。よってこの際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

○議長（福塚 実） 追加議案及び日程を配布させます。

追加議案及び日程の配布漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 配布漏れなしと認めます。

これより、日程に入ります。

○議長（福塚 実） 追加日程第一、選第四号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 選第四号 副議長の選挙について。

地方自治法第百三条第一項の規定により、本市議会副議長の選挙を行う。

令和五年十二月二十日提出

五條市議会

○議長（福塚 実） 意見調整のため、休憩いたします。

午前十一時四十九分休憩に入る

午後一時四十九分再開

○議長（福塚 実） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（福塚 実）追加日程第一、選第四号を議題といたします。

本件につきましては、休憩前に上程されておりますので、これを継続いたします。これより、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。（「十二番」の声あり）十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）選挙の方法は、投票でお願いしたいと思います。

○議長（福塚 実）副議長の選挙は投票をもって行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議がないようですので、副議長の選挙は投票によって行うことに決しました。議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（福塚 実）ただいまの出席議員数は十二名であります。

投票用紙を配布させます。

〔投票用紙配布〕

○議長（福塚 実）投票用紙の配布漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔事務局次長投票箱点検〕

○議長（福塚 実）異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。白票は無効といたします。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長に氏名を点呼させます。

〔事務局長氏名点呼〕

〔各員投票〕

○議長（福塚 実）投票漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（福塚 実）開票を行います。

会議規則第三十一号第二項の規定により、立会人に秋本直嗣議員及び仲山 嘉議員を指名いたします。

よって、両議員の立合いをお願いいたします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔事務局次長投票を点検〕

○議長（福塚 実）選挙の結果を報告いたします。

投票総数十二票

これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち

有効投票 十二票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

藤富美恵子議員 七票

谷 勝啓議員 五票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は三票であります。よって藤富美恵子議員が副議長に当選されました。ただいま副議長に当選されました藤富美恵子議員が議場におられますので、本席から会議規則第三十二条第二項の規定により告知いたします。

当選されました藤富美恵子議員から、当選承諾並びに就任の御挨拶を頂くことにいたします。十一番、藤富美恵子議員。

〔十一番 藤富美恵子登壇〕

○十一番（藤富美恵子）ただいま議員各位の御推挙により副議長に当選させていただきました。

福塚議長の下、五條市発展のために誠心誠意務めさせていただきます。皆様の御協力を引き続きよろしくお願いいたします。誠に簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。〔拍手〕

○議長（福塚 実）ありがとうございます。

お諮りします。この際、常任委員会委員の所属変更を日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。よってこの際、常任委員会委員の所属変更を日程に追加することに決しました。

○議長（福塚 実）追加議案及び日程を配布させます。

追加議案及び日程の配布漏れはございませんか。――。

配布漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

○議長（福塚 実）追加日程第一、選第五号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（西峯久美）選第五号 常任委員会委員の所属変更について。

五條市議会委員会条例第六条第三項の規定により、委員の所属変更を行う。

令和五年十二月二十日提出

○議長（福塚 実）意見調整のため休憩いたします。

午後二時六分休憩に入る

（休憩後、再開するに至らなかった）